

業務委託仕様書

1. 委託業務名

第44回全国都市緑化フェア from SAGA トータルディレクション業務委託

2. 業務の目的

佐賀県（以下「県」という。）は、佐賀の豊かな森・川・海を未来につなぐ取組として「森川海人っプロジェクト」を推進している。中でも、山はそこに暮らす人々だけでなく、平野部も含む全ての人々に恩恵をもたらす源流であり、各地域で山の未来を語り合う「山の会議（仮）」などにおいて、山や地域を大切に様々な「自発の地域づくり」の取組の輪が広がっている。この積み重ねの先に、令和10年の春から秋にかけて、佐賀ならではの「自発の地域づくり」を見て感じてもらう場として「山の博覧会 | SAGA JAM」を開催する。

また、同年3月25日から5月28日に、国内最大級の花と緑のイベントである「第44回全国都市緑化フェア from SAGA」（以下「緑化フェア」という。）を開催し、「山の博覧会 | SAGA JAM」と合わせて、ひとりひとりが自然との共生について考え、行動するきっかけとすることとしている。

緑化フェアの開催に向けては、基本計画に基づき、令和8年度は各業務の実施計画を策定するとともに、広報活動や各種準備・調整を行う予定である。

本業務は、緑化フェアに係るトータルディレクター（佐賀らしい緑化フェアの開催に向けて、全体的な方向性や企画・広報等の方針を検討・提案する役割）を配置し、クリエイティブな観点から提案・助言等を行うことで、緑化フェアの内容を具体化し、開催準備を円滑に進めることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 緑化フェアのトータルディレクション

緑化フェア全体を監修する立場として、佐賀らしい緑化フェアとなるよう、全体的な方向性や広報の方針、佐賀ならではの企画等について提案・助言を行う。

なお、県が別途発注する緑化フェアの各種実施計画策定業務の受託者及び「山の博覧会 | SAGA JAM」の連携責任者と密接に連携し、確実かつ円滑に開催準備を進めるとともに、両大会への誘客や自発の地域づくりの更なる拡大等に向けて相乗効果が発揮できるよう取り組むこと。

また、県が策定する各種実施計画についても、全体的な方向性を踏まえながら、より具体性と実現性のあるものとなるよう、適宜助言を行うこと。

(2) 広報関係のデザイン等

ア. デザインシステムの構築

緑化フェアの広報等で活用するキービジュアルに係るデザインシステム※を6月末までに完成させ、速やかに県に提出すること。ただし、提出の遅延が見込まれる場合は、遅くとも6月上旬に県へ報告し、対応方針を協議すること。

なお、当該デザインシステムについては、県が別途定める緑化フェアのシンボルマークやキャラクターをベースに、「山の博覧会 | SAGA JAM」と連携した広報展開等も想定して構築すること。

※当該業務におけるデザインシステムとは、緑化フェアに係る外部とのあらゆる接点におけるキービジュアルのトーンやマナーを一貫させるため、デザインのコンセプトや詳細なルール、汎用性の高いデザイン素材等を明示し、まとめた資料を意味する。

イ. 各種広報ツールの監修

上記アのデザインシステム等に基づき県等が作成する広報ツールのデザインについて、適宜助言を行うこと。

(3) まちなかエリア修景に関する計画等

対象エリアは佐賀駅から佐賀城公園までのエリアとする。歩いて楽しい空間を創出するため、花と緑等による演出及び、運営、維持管理にかかる計画を行う。計画を行うにあたっては、民間企業等を巻き込んだ仕組みや取組を検討する。

ア. 植栽、演出手法、位置、規模、内容、概略構造、資料(概略図やスケッチ等)

イ. 使用する植物の設定

ウ. 維持管理の手法

エ. 民間企業等が参加する仕組みや取組の企画

オ. 開催(撤去までを含む)までのスケジュール、実施体制(運営体制)

カ. 概算費の算出

(4) 情報発信拠点に関する企画

「山の博覧会 | SAGA JAM」と連携した情報発信拠点の設置に関する基本的な考え方、位置、規模、内容、概略構造、資料(概略図やスケッチ等)について検討し提案する。

(5) 県等との協議

県、実施計画策定業務の受託者及び「山の博覧会 | SAGA JAM」の連携責任者との協議の場に参加する。

- ・WEB打合せ：全20回程度。1時間/回を想定。
- ・現地確認及び現地打合せ：5回程度
- ・協議に係る必要な企画提案（随時実施、4回程度）

4. 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月15日（月曜日）までとする。

5. 委託金額

13,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6. 完了報告

業務完了の際は、協議や企画提案等の内容をまとめた業務完了報告書を作成し、本業務で作成した資料やデザイン等のデータと併せて、委託期間の終了までに提出するものとする。

なお、成果品の納入後、内容の変更や不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正を行い、委託期間の終了までに納入すること。

7. 著作権の帰属

受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。なお、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。また、佐賀県と協議の上制作物の中に佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

8. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

業務の実施に当たっては、スケジュールを県と調整しながら進めることとし、進捗状況を県に随時報告する。

(3) 業務内容の確認等

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打合せを行うほか、関連事業全体について随時助言を行う。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

9. 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

10. その他

(1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 再委託等に関する制限

ア 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得なければならない。

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

ア 受託者は、受託業務を遂行するための情報資産の取扱いについては、「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。